

桶川北本水道企業団指定給水装置工事事業者審査委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、桶川北本水道企業団指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）の公正の確保と透明性の向上を図ることを目的に、桶川北本水道企業団指定給水装置工事事業者規則（平成10年規則第5号。以下「規則」という。）第19条第2項の規定に基づき指定工事業者審査委員会（以下「委員会」という。）について定める。

(組織)

第2条 委員会は、事務局長、事務局次長及び課長を委員として組織する。

(委員長)

第3条 委員長は、事務局長をもって充てる。ただし、委員長に事故あるときは、事務局次長がその職務を行うものとする。

(委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長は、委員会の議長となる。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことはできない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

4 指定工事業者に関する事務分掌課（以下「主務課」という。）の長は、議長の許可を得て、説明員として関係職員を出席させることができる。

(審議事項)

第6条 委員会は、規則第19条第1項各号について審議する。

2 主務課の長は、審議に係る資料を委員会に提出し、状況報告するものとする。

(審議の報告及び決定)

第7条 委員長は、審議の経過及び結果を企業長に報告し、決裁を得るものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、主務課の分掌係において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、企業長が定める。

附 則（平成13年3月1日規程第7号）

この規程は、平成13年3月1日から施行する。

附 則（平成 22 年 2 月 16 日規程第 1 号）
この規程は、公布の日から施行する。